所定疾患施設療養算定状況

平成２４年３月の介護報酬改正により、介護老人保健施設において、入所者様の医療のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

所定疾患施設療養費について

（１）　対象となる入所者様の状態は次の通りです。
- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹
- 蜂窩織炎（令和３年４月より該当）

（２）　上記で治療が必要となった入所者様に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合（肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る）に算定。また１月に１回、連続する10日を限度とし算定する。

（４）　診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

（５）　算定開始後は、治療状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

疾患別治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤（内服・点滴注射）・酸素吸入・胸部X-P・水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染	血液検査・尿検査、抗生剤（内服・点滴注射）・水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
帯状疱疹	帯状疱疹にて施設内での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤（内服・点滴注射）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

所定疾患施設治療費に関わる治療実施状況

2020年度　算定状況

診断名/月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	治療内容	
肺炎	人数													投薬等	
	治療日数													検査等	
尿路感染症	人数	1												投薬等	レボフロキサシン・セフポドキシムプロキセチル錠
	治療日数	7												検査等	検尿・沈渣等
帯状疱疹	人数													投薬等	
	治療日数													検査等	